

公郷こども園 登園許可証明書

集団生活を行う上で感染症の集団発生や流行をできる限り防ぐために下記のような感染症について登園許可証明書の提出をお願いしております。公郷こども園では、園児の感染症の早期発見・早期治療を心掛けております。

園名 公郷こども園

園児氏名 _____

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準（※下記の基準に基づき主治医が判断する）
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が、かさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス）	主な症状が消失した後2日経過するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O-157 など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎 （はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う。 夏季のみ水遊び等のため登園許可証明書が必要となります。

上記の疾患で 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

※園生活での注意事項

(_____)

証明日： 年 月 日 医療関係機関名

医 師 名

㊞

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より
※一部「学校保健安全法施行規則」準用